

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション 等）

高い技術力で OEM ビジネスを中心に展開する当社にとって、新たな付加価値・競争力の源泉となるオープンイノベーションに積極的に取り組みます。産学連携のみでなく、事業規模拡大に向けての川上・川下連携や自動車以外の分野についても外部の知見を選挙区的に利用していきます。

b. グリーン化の取組

脱炭素社会の貢献としては、電子化による紙の使用量の削減に取り組むとともに、配送方法についても不断に見直しを行ってまいります。電力消費量を削減すべく、設備の高効率化を進めます。

c. 健康経営に関する取組

業務の効率化・現場改善を積極的にすすめ、残業の極力ない従業員の健康に配慮した事業運営を行います。福利厚生の一環として、外部の専門家への健康相談窓口設置を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分協議して決定します。その際、「労働費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行い

ます。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

約束手形の利用廃止に向けて、電子記録債権への移行を進めます。また、キャッシュレス取引の活用にも積極的に取り組みます。

物流の効率化について、取引先と協働して取組を進めます。

2024年11月5日

株式会社クリスタルプロセス

代表取締役社長 葛間優太